

第3章 施策の展開方向

(2) 優良農地の確保・集約

【現状】

- ・ 担い手への農地の集積率は耕作面積 1,420ha に対して 45.1%（令和 2 年 3 月末時点）となっています。
- ・ 平坦地域では、認定農業者や集落営農組織などへの農地の集積は進んでいますが、多くの農地は未だに分散しています。また、中山間地域では、農家の高齢化や減少が著しく、農地や農作業の受け皿となる担い手が不足していることから、農地の集積が進んでいない状況です。
- ・ 農家の減少に伴い、農業施設等の適切な維持管理が困難になりつつあります。
- ・ 中山間地域（樹園地を含む）では基盤整備が不十分な農地を中心に耕作放棄地となっています。

【課題】

- ・ 認定農業者や集落営農組織について、より効率的な生産体制を構築していく必要があります。
- ・ 中山間地域では、営農の継続と優良農地の担い手への円滑な継承を進める必要があります。

【展開方向】

- ・ 農地の利用権の交換などを図り、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、農業施設等の維持管理の効率化を図ります。
- ・ 生産性向上のため農地の改良に向けた取組等を推進します。
- ・ 地域の優良な農地について、担い手への円滑な継承を進め、耕作放棄地の発生防止と再生利用を図ります。

【主な具体的取組】

担い手への農地の集積・集約の推進

- ・ 農業委員会、農協等の関係機関・団体等との連携による担い手への農地集積の推進
- ・ 農地の受け皿となる集落営農組織の法人化の推進
- ・ 農地中間管理機構の活用推進
- ・ 農地集約に伴う農業水利施設の再編整備の推進
- ・ 生産性向上に向けた畦畔除去等の耕作条件の整備及び農地整備の推進

地域の優良な農地の継承及び耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進

- ・ 中山間地域における農作業受託組織等の推進
- ・ 農地のゾーニング^(※)による林地などへの利用推進
- ・ 農業委員会による農地パトロールや農地相談活動の強化
- ・ 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用

※農地のゾーニング

農業者の意向やほ場条件などを踏まえて、営農活動を継続する農地と、今後は営農活動を行わない農地の選別を行うこと。